

平成21年9月15日、ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所徳永匡子税理士から、「OECDモデル租税条約の改定について」と題して、最近のOECDモデル条約の改定にまつわる話をいただきました。話の概要は以下の通りです。資料は別添です。

1. 2008年のOECDモデル租税条約の改正

主要点としては、条文の改正として、第25条(相互協議)第5項の追加としての仲裁規定である。コメントリーの改正としては、サービスPE(第5条)、2007年PEレポートで採用されたOECD承認アプローチの反映(第7条)、REITの取扱い(第10条及び第13条)、相互協議と国内上の救済の関係(第25条)、仲裁規定(第25条)等がある。

2. サービスPE(第5条)

(1) 役務提供の場合に機能に応じた課税を可能にするため、国連モデルに類似した条項への変更を検討が行われた。

国連モデルとは、PEを有しない企業が役務提供する場合、物理的存在テスト(physical presence test)を満たす場合には、役務提供国で課税できる、第5条第3項b)のことで、建設工事現場の役務提供の場合には6箇月、第14条(自由職業所得)については183日等を内容としている。日本の締結した租税条約も、国連モデルと類似の規定を有している。

(2) 役務提供課税についての加盟国の合意事項は、原則として、役務提供にも事業所得と同様の課税原則(PEなければ課税なし)が適用される。源泉地国課税を認める規定を条約に挿入する場合の3つの要件としては、国外で提供された役務にまで拡大すべきではない、純利得に対してのみ課税されるべきである、最小限度の物理的存在があるべきであるとされた。

(3) 源泉地国課税の代替的规定案は、第1項乃至第3項の定義からは恒久的施設が存在しないとされる場合に、恒久的施設が存在するとみなす効果がある。代替的规定は「企業」が他方の締約国で「個人」を通じて第三者に対して提供する役務に適用される。代替的规定の適用要件は、個人の滞在期間基準が183日超&能動的事業活動の総収入の50%以上、企業の活動期間基準は、同一の又は関連するプロジェクトに対して183日超となっている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。